

# 役員報酬等に関する規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

- 第 1 条 この規定は、社会福祉法人周美会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、弔慰金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

### (定 義)

- 第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

## 第2章 報 酬 等

### (報 酬)

- 第 3 条 継続かつ定期的に就業する常勤の理事の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、常勤の理事報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。
- 2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。
- (1) 理事、監事、評議員
- 1日4時間未満 10,000円
- 1日4時間以上 20,000円
- 3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。
- 4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

### (報酬の支払方法)

- 第 4 条 報酬の支払いは、次のとおりとする。
- (1) 第3条1項の役員については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- (2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。
- 2 報酬の支払い額は、源泉徴収税を控除した額を支払う。

(交通費)

第 5 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 第3条1項の役員等については、交通費届によって申し出された金額に出勤日に乗じた金額を毎月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

(2) 第3条第2項の役員等については、交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

2 理事会において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第 6 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わったときに支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

### 第3章 出張旅費

(出張旅費)

第 7 条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、不随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり5,000円を支給する。

5 その他出張において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の借り受け)

第 8 条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第 9 条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を借り受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

## 第4章 慶 弔

(受賞祝い金)

第 10 条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝い金を支給する。

(傷病見舞金)

第 14 条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第 15 条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第 16 条 役員等が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第 17 条 役員等の親族等が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際しては生花及び弔電を供えることができる。

## 第5章 附 則

(改 正)

第 18 条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人周美会の議決を経なければならない。

この規程は、平成29年6月29日から施行する。

付則

この規程は、平成30年12月14日から施行する。

常勤の理事報酬表

号 俸	支 給 基 準 額
1号俸	月額 50,000円
2号俸	月額 100,000円
3号俸	月額 150,000円
4号俸	月額 200,000円
5号俸	月額 250,000円
6号号	月額 300,000円
7号俸	月額 350,000円
8号俸	月額 400,000円
9号俸	月額 450,000円
10号俸	月額 500,000円
11号俸	月額 550,000円
12号俸	月額 600,000円
13号俸	月額 650,000円
14号俸	月額 700,000円
15号俸	月額 750,000円
16号俸	月額 800,000円
17号俸	月額 850,000円
18号俸	月額 900,000円
19号俸	月額 950,000円
20号俸	月額 1,000,000円

別表1 祝い金及び見舞金

区 分	支給基準額	備 考
受章祝金	ア. 県知事、厚生労働大臣表彰受章のとき 20,000円 イ. 国の褒章制度による褒章受章のとき 30,000円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000円以上30,000円以内	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000円以上50,000円以内	

別表2 弔慰金

対 象 者	支 給 基 準 額	備 考
理事長	100,000円	弔電・生花
その他の役員	50,000円	

別表3 香華料

対 象 者	支 給 基 準 額	備 考
配偶者	30,000円	弔電・生花
父母	10,000円	
配偶者の父母	10,000円	
子	30,000円	
祖父母・兄弟		弔電・生花

